

工業統計調査の変更について【補足資料】

地方公共団体の事務負担軽減

- 2020年工業統計調査に係る地方公共団体事務のうち、国勢調査事務との輻輳が顕著な6月以降に行う調査票の回収・審査・整理・提出等の事務を大幅に軽減することにより、地方公共団体の事務負担を以下に限定
 - 統計調査員事務は、準備調査及び乙調査に係る調査票等配布までの事務に限定（新設事業所の適切な把握を行うため、調査票の配布までは従前通り調査員が実施）
 - 市区町村事務は、原則、準備事務及び準備調査に係る事務に限定
 - 都道府県事務は、原則、準備事務及び準備調査に係る事務並びに審査・確認に係る事務に限定
- ※ 従前、都道府県において行っている調査票の入力業務は、2020年調査においては、国で一括して実施

実査面及び調査結果への影響の有無

- 工業統計調査は、国における政策やSNAにおける活用のほか、地域経済の実態把握や産業行政の基礎資料としての利用といった点で、重要な統計調査であり、その結果精度や時系列の確保についても留意する必要があるため、2020年調査における見直しは、国・地方公共団体の事務分担に限定（調査期日や調査事項等の調査設計は変更しない）
- 今般、民間事業者の活用範囲を拡大するが、調査票回収時における民間事業者の調査実施体制の充実を図った上、調査の実施に際して日別に調査票回収率を管理するとともに、適時・適切に報告者へ調査票提出依頼を行う等により、従前と同水準の回収率を維持
- 調査票の審査に際し、未記入事項については、民間事業者が報告者への確認等を通じ、適切に補記するとともに、乙調査については、従前通り、都道府県が①異常値の検出等、機械による自動審査、②個票審査及び③サマリ審査を実施することにより、結果精度を維持
- なお、本件調査方法等の変更により、報告者及びユーザーに混乱が生じないよう、今後、調査のホームページに変更内容等を掲載するとともに、調査実施前に業界団体等を通じた広報を実施

2022年調査以降の取り組み予定・方針等

- 工業統計調査については、第Ⅲ期基本計画において、経済構造実態調査への包摂に向けて2022年調査の企画時までに結論を得ることとされており、今後、2020年調査の実施状況等も踏まえつつ、具体的に検討